

## 税のミニ通信

## 確定申告について

税理士事務所では、2月から3月は最繁忙期です。なぜならば個人の確定申告をまとめる必要があるからです。今回は、確定申告について概要を書いてみます。

## 1. 確定申告とは

「確定申告」は、何のために行うのでしょうか？  
個人の所得には「所得税」が課税されます。そのため、個人は、日本国に対して「この1年で私はこれだけ所得があったので、それに応じてこれだけの所得税を払います」と申告しなければなりません。これが「確定申告」です。

確定申告では、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得の金額



鈴木英男税理士事務所  
税理士 鈴木予史孝

を計算して、それに対する所得税を計算します。

## 2. 確定申告が必要な人とは

どんな人が確定申告を行う必要があるのでしょうか。

原則として、年間の所得金額から所得控除額を差し引いても金額がプラスの場合は、確定申告を行わなければなりません。

ただし、給与等を1カ所から受けている場合は、確定申告を行わなくてもよいとされています。多くの会社員はこれに該当します。会社が年末調整といたかたちで社員に代わって、確定申告をしていると考えください。

ただし、年間の給与収入が2,000万円を超える人は、確定申告が必要で、また、給与所得及び退職所得以外の所得があり、その金額が20万円を超えている場合も、確定申告をしなければなりません。つまり、給与等を1カ所から受けている場合でも、2,000万円を超える給与収入があったり、給与所得以外の投資や副業などで20万円を超える所得があったりすれば、確定申告の対象者ということになります。

なりませぬ。

また、所得控除のうち医療費控除、雑損控除、寄付金控除（ふるさと納税ワンストップサービスを除く）の適用を受ける場合には、確定申告をする必要があります。

## ① 医療費控除

医療費が年間10万円（年間総所得金額等が200万円未満の人はその5%分の金額）を超える場合は、その超過額について所得控除を受けることができますというものです。さらに2017年1月1日から新たに「セルフメディケーション税制」がスタートしています。この新しい税制では控除の対象がぐっと広がっています。さらに、医療費の領収書はこれまで確定申告書に添付または提示することが必要でしたが、平成29年（2017年）からはそれが不要になり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、医療費通知があればそれを添付することと、「医療費控除の明細書」の記入を大幅に省略できるようになっています。なお、医療費控除又は、医療費控除の特例のセルフメディケーション税制の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」を提出しますが、医療費や薬品購入の領収書は確定申告期限等から5年間保管しておく必要がありますので、きちんと保管しておきましょう。

## ② 雑損控除

台風や地震、火災などの災害、盗

難、横領などの損害を受けた場合の「雑損控除」があります。いわき市では、台風19号及び豪雨で、自宅や家財に被害を受けられた方は令和元年度確定申告適用を受けてください。

## ③ 寄付金控除

控除できる金額は寄付をした金額から2千円を引いた額で、寄付金の全額ではありません。さらに一定の限度額がもうけられております。寄付金控除は、年末調整では処理できないので、年末調整を受けた方でも適用を受けるときは確定申告をする必要があります。

## 3. 確定申告の期限、提出までの流れ

所得税の確定申告の期間は、基本的に毎年2月16日～3月15日までのです。

それぞれの日付が土曜・日曜・国民の祝日・休日の場合は、翌日に読み替えます。2020年（令和2年）2月16日は日曜日のため、2月17日（月）から。3月15日が日曜日のため3月16日の月曜日が、申告期限と納期限になります。

もし、確定申告書を提出した後に間違いに気づいたときは、期限内であれば訂正した申告書を再び提出することができ、期限内で最後に提出されたものが正しい申告書として取り扱われます。

期限を過ぎてしまえば、「期限後申告」として扱われ、無申告加算税や延滞税が課せられます。事前に準備し申告期限までに申告納付をしてください。